完全護憲の会ニュース 119 号

2023 年 11 月 20 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 114 回例会・勉強会の報告　P.1
別紙 1　事務局報告　P.3
別紙 2　政治の現況について　P.7

後藤富士子弁護士講演 勉強会のご案内

・日時　2023 年 11 月 26 日（日）午後 2 時 30 分～4 時 30 分
・会場　神明いきいきプラザ集会室 C（JR 浜松町駅北口 4 分）
・講師　後藤 富士子 氏（弁護士・みどり共同法律事務所）
・演題　日本国憲法が求める司法改革
——官僚司法を打破するために統一修習廃止の重要性——
・参加費　300 円　・主催　完全護憲の会
※参加お申込は当会メールアドレス宛、またはFAX 03-3451-5354(自動受信)へ

「福田玲三さん 百寿お祝い会」のご報告と御礼

11 月 18 日には歌も交えて和やかに、温かく百寿を祝っていただくことができました。
万事、皆々さまのおかげと感謝しております。さまざまな形でご参加くださいました
皆さまに厚く御礼を申し上げます。　——福田玲三ほかスタッフ一同より

第 114 回例会・勉強会の報告

10 月 22 日、都内・神明いきいきプラザで、第 114 回例会・勉強会を開催した（参加者 6 名・会員 79 名）。

例会では、事務局報告を福田共同代表が行い<別紙 1>、政治の現況を草野委員が報告した。<別紙 2>。

事務局報告では、①来信 1 件、②当会の催し案内 2 件、③ブログ投稿 2 件、などが報告された。政治の現況では草野委員から、「大阪地裁、水俣病訴訟、救済法対象外の原告へ初の賠償命令」「インボイス制度開始。消費税納入手続変更で小零細企業・自営業者廃業危機」「パレスチナ・ハマス、イスラエル攻撃。戦争状態。ガザ人道危機」「文科省、旧統一教会解散命令、東京地裁に請求」「政府、台湾有

事念頭に先島諸島から住民避難受け入れ計画作成方針」「最高裁、22 参院選 1 票格差 3.3 倍合憲判決」「国連安保理　ガザ停戦決議案、米拒否権行使で否決」、などが報告された。

この中で、「最高裁、1 票格差合憲判決」について、「1 票の格差は過疎地の実情を考慮すべきだ」「選挙制度を単純な人口比率で決めると地方が廃れていく」「裁判官が法律に従い 1 人 1 票の平等原則で判断すれば合憲とはならない」「選挙制度の改革が必要である」、といった意見が出された。

勉強会は、「イスラム組織ハマスとイスラエルの戦争拡大について」をテーマに、草野委員が資料として 6 紙の社説と主張を提起した。各紙のタイトルは下記の通り。

① 日経（10/8）［社説］　ハマスのテロを暴力の連鎖につなげるな
② 読売（10/9）［社説］　ハマスの攻撃　紛争の拡大と長期化を防げ
③ 朝日（10/11）［社説］　ガザ「戦争」　報復の連鎖　まず止めよ
④ 毎日（10/11）［社説］　ハマス・イスラエル衝突　市民への攻撃許されない
⑤ 東京（10/11）［社説］　パレスチナ衝突　即時停戦へ国際圧力を
⑥ 産経（10/11）［主張］　ハマスの攻撃　戦火の拡大阻止に全力を

各紙とも、「国際社会は事態を放置せず双方に自制を求め、即時停戦に向けて圧力を強めるべきだ」という点では共通しているが、論調には立場の違いがみえる。

日経は、「ハマスによる民間人の誘拐や殺害はとうてい正当化できないテロ行為だ。」と断定し、「イスラエルは違法な入植活動によって、国家創設を悲願とするパレスチナ人の絶望を深めた。強硬な政策が過激派の主張を通りやすくした構図を理解すべきだ。」と指摘。

読売は、「イスラエル側の死者は数百人以上に達している。理不尽な暴力は到底容認できない。ハマスは直ちに軍事行動を中止し、人質を解放しなければならない。」とハマスを批判し、さらに産経は、「これは無差別の大規模テロ行為であり、民間人や非軍事目標を攻撃した国際人道法（戦時国際法）違反の非道な戦闘行為である。」と一方的な見解を述べている。

これに対して、朝日は、「いかなる理由であれ、一般市民の殺害や誘拐は卑劣なテロ行為であり、容認できない。もし人質に危害を加えれば、国際的な孤立は必至と思い知るべきだ。」と述べた上で、「だが、イスラエルは占領地への違法な入植を拡大し、解決を遠ざけてきた。パレスチナ人を絶望の淵に追い込んだことが、今回理不尽な形で暴力が噴き出した背景にあることを忘れてはならない。」と指摘。

朝日と同様に毎日は、「多数の市民や兵士を人質として連れ去った。民間人を狙ったテロであり、絶対に許されない。人質は解放されなければならない。」としながら、「イスラエルは国際法を無視して、ユダヤ人入植地の拡大を繰り返している。」「ガザは人やモノの移動が制限され、『天井のない監獄』と呼ばれる。失業率は 45％を超えている。パレスチナの苦境は続いてきたが、トランプ政権はイスラエルに肩入れした。パレスチナ側の不満は増大し、ハマス幹部は『戦うしかなかった』と述べた。」と、パレスチナ問題解決に熱心に取り組まなかった国際社会の姿勢も問題視している。

東京は、「ハマスのイスラエル急襲には伏線がある。」との認識で、「イスラエル市民数百人が犠牲となり、外国人らも百数十人が拉致された。イスラエル側が拘束する約 5 千人のパレスチナ人との『捕虜交換』」のためとされる。」と述べ、「昨年暮れのイスラエルでの極右政権発足後、イスラエル軍はパレスチナ自治区をたびたび攻撃。エルサレムのイスラム聖地にユダヤ人入植者らが侵入し、パレスチナ住民の怒りは沸騰した。」との背景を強調している。

以上、各紙の解説を草野委員から受けた後、議論では、「第 5 次中東戦争に発展しないことを祈る」「各紙はパレスチナ問題の歴史的な背景に触れていない」「1993 年 9 月、米国のホワイトハウスでイスラエルのラビン首相とＰＬＯアラファト議長との間で『パレスチナ暫定自治に関する原則宣言』が

調印されたが、イスラエルはこれを守らず入植をやめなかった」「戦後、パレスチナを破壊した欧米のダブルスタンダードが今日の事態を生み出している」「日本政府はハマス批判、イスラエルの側に立っている」「産経の主張は米国に近い内容となっている」「6 紙には米国の安保理拒否権行使を批判する論調が見られない」「米国の金融資本はユダヤ資本に支配されている」、といった意見が出された。

なお、11 月の勉強会は後藤富士子弁護士を講師に、「日本国憲法が求める司法改革――官僚司法を打破するために統一修習廃止の重要性――」をテーマとした講演会を開催する。

＜別紙１＞　　事務局報告

１）来信

三鷹事件再審の現状について　　三鷹事件の再審を支援する会・川村潤

三鷹事件再審の現状について、野嶋弁護士より、次の内容の話がありました。

心理学者として高名な浜田寿美男氏（奈良女子大学名誉教授）による「竹内景助氏の供述過程に関する供述心理学の観点からの鑑定意見書」が完成し、弁護団作成の「意見書」と共に、8 月 28 日に最高裁に提出しました。

「鑑定意見書」は、竹内氏の供述変遷についてこれまで弁護団が積み上げてきた内容に、浜田氏の独自の視点を加えたもので 202 頁に及ぶものになっています。浜田氏の労に対して、「支援する会」会計より謝礼を支払いますのでご了解ください。

また、過日、野嶋・佃両弁護士が竹内健一郎氏と面談し、最高裁での特別抗告の進展状況を説明しました。竹内氏は、体力の衰えを見せつつも、無罪を勝ち取りたいという明確な意志を示したということです。

８月の「意見書」で弁護団の取り組みが一区切りとなったことで、そう遠くない時期に、最高裁の判断が下されることになります。

引き続き、注視していきたいと思います。(9 月 29 日)

２）「福田玲三・完全護憲の会 共同代表 百寿お祝会」のお知らせ

・日時　　11 月 18 日（土）13 時 00 分～16 時 00 分
・会場　　都内・港区　　・会費　5,000 円前後（軽食付）
・締切　　10 月 30 日　　・主催　完全護憲の会

３）後藤富士子弁護士講演 勉強会のご案内

・日時　　2023 年 11 月 26 日（日）午後 2 時 30 分～4 時 30 分
・会場　　神明いきいきプラザ 集会室 C（JR 浜松町駅北口 4 分）
・講師　　後藤 富士子 氏（弁護士・みどり共同法律事務所）
・演題　　日本国憲法が求める司法改革
　　――官僚司法を打破するために統一修習廃止の重要性――
・参加費　300 円　　・主催　完全護憲の会

※参加お申込は当会メールアドレス宛、または FAX 03-3451-5354(自動受信)へ

４）当会「会員ブログ」投稿２件

◇　私の日本共産党論　　合田寅彦（茨城県石岡市）

今や共産党と名がつく政党は資本主義世界ではわが国だけであろう。貴重な政党だ。その共産党の文書にしばしば「科学的社会主義」なる言葉が散見される。「人道的社会主義」ならば、かつてスターリンによってなされた農業の集団化に抵抗するロシアの自営農民への虐殺やシベリア追放の反省の上に立った用語として納得できるが、「科学的」とはこれ如何に？だ。

仮にいま「共産党はこの地球に万有引力が存在することを認めるものである」と言ったとしよう。そこにいささかの間違いがないとしても、世の物笑いになるだけだろう。だれもがニュートンの名を知っているからだ。

万有引力のニュートン、ラジウム発見のキュリー、資本主義の本質を論じたマルクス・・・。私たちはいずれも「最初にその本質を見抜いた人」の名前を冠してその業績をたたえている。科学的態度とは、真理にたいしてはあくまで謙虚であることだ。あとからもっともらしいことを言ってもだれも評価しない。

では共産党の「科学的社会主義」はどうか。果たして共産党は「科学的」を口にできるだけの政党なのか。

最新の『共産党綱領』を読んでみるとそれがよくわかる。そこでは旧ソ連が侵したハンガリーやチェコへの軍事介入を批判している。ではそう言う当時のおのれ自身はどうだったか。ソ連を支持していたのではなかったか。当時の文献を見ればそれは明白だ。「あったこと」も「なかった」ことにするのか。

一方、60 年前（！）のそのころ既に軍事侵攻したソ連の社会主義（スターリニズム）批判をしていた人は何人もいた。その人たちに対して共産党は「トロツキスト」（現行「社会主義」を貶める悪役）と蔑称して左翼陣営から排除していたのだ。「科学的」と言うのであれば、まずソ連社会主義の本質を最初に暴いた共産党が言うところの「トロツキスト」に対して、自らの不明を恥じ首（こうべ）を垂れるべきではないか。それが科学的態度というものであろう。

1962 年にモスクワで開かれた国際学生連盟総会に日本代表として全学連の 3 名が参加した。当時、日本の全学連を除くすべての国の学連代表はそれぞれ自国の共産党に倣ってソ連の水爆実験を支持していた。

そうした中で、全学連委員長の根本仁（北海道学芸大学学生、私と 60 年安保闘争を一緒に闘った仲）ほか 2 名がモスクワの「赤の広場」で「ソ連水爆実験反対」の横断幕を掲げてデモをしたのだ。当時のソ連だ。決死の覚悟を必要としたであろう。今から振り返れば当然の快挙なのだが、これを共産党は「跳ね上がり分子」として完全に無視したのである。つまり、「党綱領」を見る限り共産党は歴史認識に疎い「科学的」からいちばん遠い存在だということだ。

党員のみなさんに問いたい。みなさんがかつて常に口にしていた「平和勢力」なるものが果たしてこの世に存在していたのかどうか。

私の住む石岡の共産党員は、党専従の頭の堅い一人を除けばだれもが誠実で心の綺麗な人ばかりだ。そのひたむきな活動には頭がさがる。私にはとうてい真似ができない。

もし私が上記の問題を彼らに突きつけたとして、この人たちはどう応えればいいのか。

党中央はまじめに地域活動をしている無数の党員のことなど考えもせず、歴史を改ざんした「正当性」を彼らに押し付けているのである。外部からの批判に対して日ごろ党中央が「答弁する言葉」は統一教会や創価学会のそれと変わるところがない。組織の体質が同じだからであろう。

今の共産党は、自党の負の部分を常に「なかったもの」とする。将来、共産党が政治の中心を担った

ときに、そんな体質のまま国民を操るのであろうか。そんな政府はゴメンだ。

今の共産党にあるそうしたぬぐい難い体質が変わらない限り、党員数や「赤旗」の発行部数はこれからもどんどん少なくなっていくであろう（４月の地方統一選挙での中央委員会総括では「私たちは４年前に比較して 91％の党員、87％の日刊紙読者、85％の日曜版読者でたたかった」とある)。「４年前（？！）に比較して」である。

自民党と公明党に対抗できる唯一の政党は共産党しかいないのだから、「党内で議論が自由に巻き起こる開かれた政党」（しかも万人に公開された）として有意の若者を巻き込んでほしいものである。

（注）レオン・トロツキー（1870～1940）

ロシア革命のレーニンに次ぐ理論的および実践的指導者。赤軍の創設者。「永久革命論」を主張。「一国社会主義」を主張するスターリンのために国外追放。亡命先のメキシコでスターリンの手先により暗殺。著書「裏切られた革命」。トロツキーの暗殺者は 1961 年に「レーニン勲章」を受ける。

（2023・９・20）

◇ ガザの人道危機を憂う　時事短歌２首　　曲木草文（まがき　そうぶん）

パレスチナ絶望反撃テロと呼ぶ　西側世界の二重基準よ

日本国なんで肩持つイスラエル　ガザの悲惨の元をただせよ

（10 月 14 日）

５)集会の案内

◇パネル企画展　「関東大震災 100 年～隠蔽された朝鮮人虐殺」

・7 月 5 日（水）～12 月 24 日（日）

・高麗博物館（新宿区大久保 1－12―1　第 2 韓国広場ビル 7 階）展示室

◇パネル企画展　関連講演会　①～②

・各参加費 1000 円　**※要予約**（各回 14：00～16：00）

・問合せ：高麗博物館 03―5272―3510　開館時間 12：00~17：00　月・火休館

①「朝鮮人虐殺を無かったことにしたい人たち」

・11 月 11 日（土）　加藤直樹さん（ノンフィクション作家）

②「関東大震災時の朝鮮人虐殺」

・12 月 9 日（土）　西崎雅夫さん（ほうせんか理事）

◇「三鷹事件の真相を究明し語り継ぐ会」講演会と総会の集い

・と　き　11 月 11 日（土）14 時～16 時半

・ところ　武蔵野芸能劇場２Ｆホール（JR 三鷹駅北口より徒歩 1 分・駅ホーム沿い）

・講演会 「元裁判官から見た現行再審法の問題点と裁判所の姿勢」木谷　明　氏

・連絡先　国民救援会三多摩総支部内　電話 042－505－8140

※編集より：講演会のライブ中継サイト https://www.youtube.com/watch?v=zj58YDVcL70

◇週刊金曜日 東京南部読者会

・11 月 24 日（金）18：00~20：30

・大田区消費者生活センター第 3 集会室（JR 蒲田駅東口 5 分）

◇再処理止めよう！！関西集会　映画『核分裂過程』、澤井正子さん講演

・11 月 25 日（土）12：20 開場　12：40 開演
・ドーンセンター 1F パフォーマンススペース　京阪・地下鉄谷町線「天満橋」から徒歩 5 分
　大阪市中央区大手前 1-3-49　　地図→https://tinyurl.com/yt3hw4rc
・上映：『核分裂過程』（95 分）　独・ヴァツカースドルフの闘いを描いたドキュメンタリー
・講演：「脱原発・ドイツの歩みと再処理・日本の現状」澤井正子さん（元原子力資料情報室）
・チケット（前売）：一般 1000 円　避難者・障碍者・学生 500 円
・主催：脱原発政策実現全国ネットワーク関西・福井ブロック
　共催：大阪平和人権センター　　原発反対福井県民会議
・連絡先：ストップ・ザ・もんじゅ　TEL/FAX：072-843-1904　メール：stopthemonju@nifty.com
※要予約：座席に限りがあります。上記連絡先までご連絡ください。
　　案内→http://www17.plala.or.jp/kyodo/annaiframe.html
　　チラシ→https://www.ne.jp/asahi/info/nowar/kyodo/20231125-1.pdf

◇**「戦火に生きるのは、どこか遠い国の、知らないひとだろうか？」**
　うらやすドキュメンタリーテーク vol.54　　https://urayasu-doc.com/
・日時：2023 年 11 月 26 日(日)　9：50 受付開始、10：10 開場　～16：30
・会場：浦安市文化会館小ホール　　JR 新浦安駅からバス 10 分または徒歩 25 分
　　東京メトロ浦安駅からバス 10 分もしくは徒歩 20 分
　　https://www.urayasu-zaidan.or.jp/urayasu-bunka/1001527.html
・上映作品　＊上映後 16 時より土井敏邦監督トーク
　①『荒野に希望の灯をともす』（谷津賢二監督／2021 年／88 分）
　アフガニスタンとパキスタンで 35 年間、病や貧困に苦しむ人々に寄り添い続けた医師・中村哲。戦火の中で病を治し、井戸を掘り、用水路を建設した。現地活動の実践と思索をひも解きながら、彼の生き方を追ったドキュメンタリー。
　②『愛国の告白―沈黙を破る Part2―』（土井敏邦監督／2022 年／170 分［第 1 部、第 2 部］）
　★2022 年キネマ旬報文化映画ベスト・テン第 6 位　http://doi-toshikuni.net/j/aikoku/
　パレスチナで“占領軍”の兵士となった若きイスラエル兵たちが、住民に対して絶大な権力を行使する中、社会のモラル崩壊の危機感を抱き、占領を告発する NGO「沈黙を破る」を立ち上げた。あれから 13 年、イスラエルは右傾化が進み、入植や武力攻撃も強化されている。自国の加害と真摯に向き合う元将兵たちは問いかける。「兵士か、人間か。」
・料金(1 作品ごと)：一般 999 円　　サポーター会員 799 円　　高校生以下 500 円
・問合せ：浦安ドキュメンタリーオフィス　Mail：info@urayasu-doc.com　Fax：047-355-8455
　※要予約：11 月 24 日（金）までにサイトから：https://forms.gle/uimcUtymwHa4aior7

6）当面の日程

第 116 回運営委員会	10 月 28 日（土）13：00～	三田いきいきプラザ講習室
第 115 回例会・勉強会	11 月 26 日（日）13：30～16：30	神明いきいきプラザ集会室 C
第 117 回運営委員会	12 月 2 日（土）13：00～	三田いきいきプラザ講習室
第 116 回例会・勉強会	12 月 24 日（日）13：30～16：30	三田いきいきプラザ集会室 B
第 118 回運営委員会	1 月 6 日（土）13：00～	三田いきいきプラザ集会室 B

＜別紙２＞　　政治の現況について

（１）主なニュース一覧（2023/9/21－10/20）

＊大阪地裁、水俣病訴訟、救済法対象外の原告へ初の賠償命令（2023/9/27）
＊長崎・対馬市長、核ごみ処分場の文献調査「受け入れず」表明（2023/9/27）
＊インボイス制度開始。消費税納入手続変更で小零細企業・自営業者廃業危機（2023/10/1）
＊沖縄辺野古基地巡り「代執行」へ国が提訴（2023/10/5）
＊パレスチナ・ハマス、イスラエル攻撃。戦争状態。ガザ人道危機（2023/10/7）
＊水俣病訴訟、大阪地裁の判決を不服として国が控訴（2023/10/10）
＊文科省、旧統一教会解散命令、東京地裁に請求（2023/10/13）
＊ロシア、日本産水産物を全面禁輸へ（2023/10/17）
＊岸田内閣支持率最低 29%　不支持、上昇 60%　朝日新聞世論調査（2023/10/17）
＊政府、台湾有事念頭に先島諸島から住民避難受け入れ計画作成方針（2023/10/18）
＊最高裁、22 参院選 1 票格差 3.3 倍合憲判決（2023/10/18）
＊国連安保理　ガザ停戦決議案、米拒否権行使で否決（2023/10/18）
＊沖縄県議会自民会派、玉城知事問責決議案提出「「法治国家にもとる言動」と（2023/10/19）

（２）新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

①　読売新聞 オンライン　2023 年 9 月 27 日　　ニュース記事

水俣病訴訟、救済法対象外の原告へ初の賠償命令…大阪地裁

水俣病の未認定患者に一時金などを支給する水俣病被害者救済法で救済されないのは不当だとして、近畿など 13 府県に住む 50～80 歳代の 128 人が、国と熊本県、原因企業のチッソに 1 人あたり 450 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が 27 日、大阪地裁であった。達野ゆき裁判長は、原告全員の請求を認め、国などに 1 人 275 万円の賠償を命じた。

救済法で対象外とされた未認定患者らの集団訴訟は熊本地裁で約 1400 人、東京地裁で約 80 人、新潟地裁（原因企業は昭和電工）で約 150 人が係争中。大阪の判決が初の司法判断となった。

水俣病は 1956 年に公式確認された公害病で、熊本県水俣市のチッソ水俣工場から海に排出されたメチル水銀に汚染された魚介類を食べた住民らが発症した。その後、進められた被害者の救済について、最終解決を図る目的で 2009 年に施行されたのが救済法だ。

救済法では、手足の感覚障害など一定の症状が認められた上、水俣湾を中心とする「熊本、鹿児島県の 9 市町」に居住歴があり、メチル水銀の排出が停止された翌年の 1969 年 11 月末までに生まれた人を対象とした。一時金 210 万円や医療費が支給され、申請は 2012 年 7 月末で締め切られた。

大阪訴訟では、申請から漏れたり、期限を知らずに申請できなかったりした人が 14 年 9 月以降、順次提訴した。中学や高校卒業まで熊本県か鹿児島県で暮らし、汚染された魚介類を食べて感覚障害を発症したとし、精神的苦痛を受けたと主張した。

訴訟では、救済法が線引きする居住歴と年齢の妥当性のほか、不法行為から 20 年の経過で損害賠償の請求権が消滅する「除斥期間」が適用されるかどうかが争われた。

②　日本経済新聞　2022 年 9 月 27 日　　ニュース記事

長崎・対馬市長、核ごみ処分場の文献調査「受け入れず」

長崎県対馬市の比田勝尚喜市長は 27 日、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定の前提となる「文献調査」について、調査を受け入れない考えを表明した。比田勝市長は同日午前 10 時に開会した市議会本会議で、現段階では「安全であるという市民の理解を得るのは難しい」と述べた。
同市議会は 12 日の本会議で、文献調査を受け入れるよう求めた市民からの請願について賛成 10、反対 8 で採択していた。比田勝市長は市議会の決定と異なる判断を下した理由について①市民の合意形成が不十分だ②風評被害が懸念される――などを挙げた。
文献調査は最終処分場の選定作業の第 1 段階にあたる。2 年間で最大 20 億円の交付金が国から出る。地質図や学術論文などの文献・データを調べ、対象の自治体が適地かどうか机上で探る。これまで北海道寿都（すっつ）町と神恵内（かもえない）村の 2 自治体が原子力発電環境整備機構（NUMO）による文献調査を受け入れている。
市議会に対してはこれまで、調査受け入れを促す請願だけでなく、水産業者や市民団体からは反対の請願が多数出ていた。これらは市議会では採択されなかったものの、8 月以降、市内で受け入れ反対の声が急速に高まっていた。
9 月初旬に比田勝市長に文献調査を受け入れないよう求める要望書を提出した「対馬市漁業協同組合長会」は、反対の理由として風評被害による魚価下落などの影響を強調した。観光関連事業者からも、観光客の減少を懸念する声が高まっている。市長は市議会と対立することがあっても、受け入れにより深刻化が懸念される市民の分断の回避を重視した。

③　東京新聞 TOKYO Web　2023 年 10 月 1 日　　ニュース記事
インボイス制度 10 月 1 日始まる　消費税の納税手続き変更
　消費税のインボイス（適格請求書）制度が 10 月 1 日始まった。納税の手続きが変わり、消費税の納税を免除されていた零細事業者やフリーランスは制度に参加して新たな税負担を受け入れるか、発注元からの取引減や値引きを覚悟で参加を見送るか、選択を迫られる。反対の声は根強く、まだ対応を決めかねている人も多い。一方、発注元の企業では経理の事務負担増に懸念の声も上がる。
　インボイスは消費税の 10%と 8 %の複数税率に対応した請求書類で、税率ごとに区分した消費税額などを明記して、納税額を正確に計算できるよう導入された。下請けの業務や商品の納入などを受注した事業者は、請求書や納品書、領収書、レシートなどにこうした情報を記載して発注元の事業者に対して発行する。
ただ制度に参加してインボイスを発行できるのは消費税の納税義務のある「課税事業者」だけで、これまで売上高 1 千万円以下で消費税を免除されていた「免税事業者」は対象外。制度に参加するには課税事業者に転換しなければならず、新たな税負担が生じる。（共同通信）

④　東京新聞 TOKYO Web　2023 年 10 月 5 日　　ニュース記事
辺野古巡り「代執行」へ国が提訴　福岡高裁那覇支部で弁論
　米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古移設を巡り、斉藤鉄夫国土交通相は 5 日、軟弱地盤改良工事の設計変更を玉城デニー県知事に代わって承認する「代執行」に向け、福岡高裁那覇支部に提訴した。15 日以内に口頭弁論が開かれる。国が勝訴すれば、高裁は知事に承認を命令。知事が応じなければ、国交相が代わりに承認し、防衛省が工事を再開できる。
　9 月 4 日の最高裁判決で承認の義務を負った知事が対応しなかったことを受け、国交相は 19 日、知

事に承認を勧告した。28 日にはより強い「指示」を出した。

回答の期限を迎えた 10 月 4 日、知事が「承認は困難」と表明したため、提訴に踏み切った。

松野博一官房長官は 5 日の会見で「辺野古移設は、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための唯一の解決策だ。地元に丁寧な説明を行い、基地負担軽減に向け全力で取り組む」と述べた。

知事が訴訟で負けた場合は、最高裁に上告できる。逆転勝訴まで制度上、工事を止めることはできない。（共同通信）

⑤　**読売新聞オンライン**　2023 年 10 月 10 日　　ニュース記事

水俣病訴訟、大阪地裁の判決を不服として国が控訴

水俣病被害者救済法の救済対象から漏れた未認定患者 128 人が国と熊本県、原因企業チッソに損害賠償を求めた訴訟で、国と熊本県は 10 日、原告全員を水俣病と認定して賠償を命じた 9 月 27 日の 1 審・大阪地裁判決を不服として、大阪高裁に控訴した。チッソは 4 日付で控訴している。

2009 年施行の救済法は、水俣病の未認定患者でも、▽手足の感覚障害など一定の症状▽熊本、鹿児島両県の 9 市町での居住歴▽原因物質・メチル水銀の排出が停止された翌年の 1969 年 1 1月末までに生まれた人――などを救済対象とし、一時金が支払われた。原告は対象外だったが、地裁判決は魚介類を通じてメチル水銀を摂取したとして、原告全員を水俣病と認定。1 人あたり 275 万円、計 3 億 5200 万円の賠償を命じた。

国は控訴理由について、地裁判決が〈1〉世界保健機関（WHO）の基準値を下回るメチル水銀濃度でも水俣病発症の可能性を認めた〈2〉過去の最高裁判例に反して、メチル水銀の摂取から長期間過ぎて発症する「遅発性水俣病」を認めた〈3〉汚染が解消された 69 年以降も、広い地域でメチル水銀の摂取があったと推認した――点を挙げた。控訴の対象は、チッソにのみ賠償を命じた 6 人を除く 122 人。

伊藤環境相は 10 日夕、報道陣に「国際的な科学的知見や最高裁で確定した判決内容と大きく相違し、上訴審の判断を仰ぐ必要がある」と述べた。熊本県の蒲島郁夫知事は「（地裁判決は）水俣病行政の根幹を揺るがすもので、（控訴は）苦渋の決断だった」と語った。

控訴を受け、原告と弁護団は大阪市内で記者会見を開き、落胆や怒りをにじませた。原告の一人、前田芳枝さん（74）は、「私たちには一刻の猶予もない。早期救済に向けて動いてほしかった」と語気を強め、「くじけずに頑張るしかない。絶対に負けずに戦う」と話した。救済法を巡る集団訴訟は熊本、東京、新潟の 3 地裁でも続いている。

⑥　**朝日新聞 DIGITAL**　2023 年 10 月 13 日　　ニュース記事

旧統一教会への解散命令、文科省が地裁に請求　教団側は争う方針

文部科学省は 13 日、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）への解散命令を東京地裁に請求した。憲法が保障する信教の自由を踏まえても、約 1 年にわたる調査で集めた証拠上、宗教法人法に基づき解散を求めるのが相当と判断した。教団側は争う方針だ。

【そもそも解説】解散命令請求って何?　命令出たらどうなるの?

同法は、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」などがある場合、文科省などの請求を受け、裁判所が宗教法人の解散を命じられると定めている。

過去に法令違反を理由とする解散命令が確定したのは、地下鉄サリン事件などを起こしたオウム真理教と、霊視商法詐欺事件で幹部らが摘発された明覚寺の 2 法人のみ。いずれも最高幹部が立件され、組織的な刑事事件として訴追された。

一方、旧統一教会をめぐってはそうした刑事事件はなく、地裁は今後、双方の主張を踏まえて解散命令の可否を判断する。判断に不服があれば最高裁まで争うことができる。

解散命令が確定すると宗教法人ではなくなり、税の優遇がなくなる。ただ、宗教団体として存続は可能で、宗教活動も従来通り行うことができる。

旧統一教会をめぐっては、昨年 7 月に安倍晋三元首相が銃撃された事件で、高額献金問題などが改めて注目された。

⑦　**朝日新聞 DIGITAL**　2023 年 10 月 17 日　　ニュース記事

ロシア、日本産水産物を全面禁輸へ　中国に同調、プーチン氏訪中前に

ロシアで動物検疫などを担う監督当局は 16 日、「予防的措置として、日本からの水産物の輸入を一時的に禁止する中国の規制に同調する」と発表した。中国は 8 月、東京電力福島第一原発の処理水の海への放出にともない、日本産の水産物輸入を全面的に停止しており、ロシアも全面禁輸にするとみられる。

ロシアのプーチン大統領は近く、中国を訪問して習近平（シーチンピン）国家主席と首脳会談するとみられ、それを前に中国と歩調を合わせた可能性がある。

発表によると、期間は「水産物の安全性を確認し、当局の専門家が分析できる詳細な情報が提供されるまで」としており、事実上、無期限となる。

ただ、インタファクス通信によると、ロシアの日本からの魚の輸入は 2022 年が 190 トン、今年も 9 月までに 118 トンと少ない。日本近くの海ではロシア漁船が操業しており、中国との連帯を示す象徴的な意味が強いとみられる。

⑧　**朝日新聞 DIGITAL**　2023 年 10 月 17 日　　ニュース記事

岸田内閣支持、最低 29%　不支持、上昇 60%
朝日新聞社世論調査

朝日新聞社は 14、15 日に全国世論調査（電話）を実施した。岸田文雄内閣の支持率は 29%で、前回 9 月調査の 37%から大幅に下落し、2021 年 10 月の内閣発足以降で最も低くなった。内閣不支持率は 60%（前回 53%）で、12 年末に自民党が政権復帰して以降、安倍晋三、菅義偉両内閣を通じても最も高くなった…（以下略）

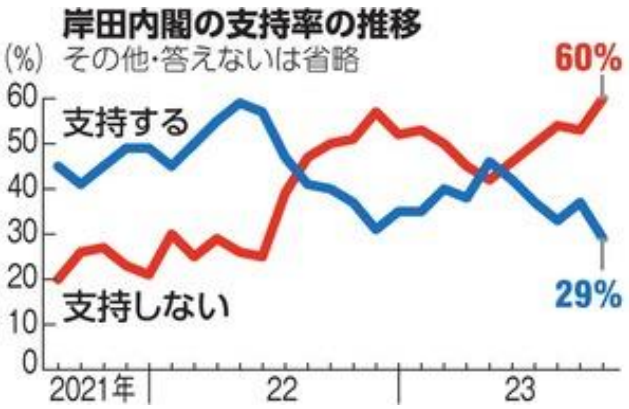

⑨　**毎日新聞**　2023 年 10 月 18 日　　ニュース記事

22 年参院選 1 票の格差は「合憲」　3 回連続　最高裁が上告棄却

「1 票の格差」が最大 3・03 倍だった 2022 年 7 月の参院選は投票価値の平等を保障した憲法に反するとして、二つの弁護士グループが選挙無効を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は 18 日、「合憲」との統一判断を示し、弁護士グループ側の上告を棄却した。合憲判断は 16、19 年選挙に続き 3 回連続。戸倉裁判長は「合区の維持で格差は 3 倍程度で推移し、有意な拡大傾向にあるとは言えない」と述べた。

裁判官 15 人のうち 12 人が合憲とし、うち 11 人が多数意見を形成した。三浦守、尾島明両裁判官は

「違憲状態」とする意見、宇賀克也裁判官は「違憲で、将来的に選挙は無効」とする反対意見を述べた。

⑩　朝日新聞 DIGITAL　2023 年 10 月 18 日　　ニュース記事

先島諸島から避難受け入れ、来年度に計画とりまとめ　台湾有事を念頭

松野博一官房長官は 18 日、武力攻撃など有事の際に沖縄県・先島諸島の住民を九州で受け入れる避難計画を、2024 年度中にもまとめる方針を明らかにした。政府は、宿泊先や食料の確保などの初期的計画をつくるよう九州各県に求める。訪問先の鹿児島市で記者団に語った。

政府は、中国が台湾に侵攻する「台湾有事」などを念頭に、台湾に近い先島諸島からの避難計画の検討を進めている。住民と観光客の計 12 万人を、航空機や船で九州各県に避難させることを想定する。有事の際の住民避難など「国民保護」を担当する松野氏は「関係自治体の意向や検討状況を踏まえながら、政府として積極的に支援を行い、取り組みを進めていきたい」と述べた。24 年度中に初期的計画のとりまとめをめざす考えだ。

これに先立ち、松野氏は鹿児島県庁で塩田康一県知事と会談し、「少しでも心安らかな避難生活のために、避難施設、食料、医療の提供といった受け入れ態勢も極めて重要だ」と伝えた。避難者の受け入れ窓口となる鹿児島空港や鹿児島港から九州各県への輸送手段や、一時的な滞在施設の確保についての検討を要請した。17 日には九州地方知事会の会長を務める熊本県の蒲島郁夫知事とも面会し、同様の検討を求めた。

⑪　朝日新聞 DIGITAL　2023 年 10 月 19 日　　ニュース記事

ガザ地区の停戦実現せず　国連安保理の決議案、米国が拒否権を行使

国連安全保障理事会は 18 日、パレスチナ自治区ガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスとイスラエルの軍事衝突を受けて緊急会合を開き、10 月の議長国ブラジルが提出した戦闘の「中断」を求める決議案を否決した。15 カ国中、日本や中国など 12 カ国が賛成。採択に必要な賛成 9 票に届いたが、イスラエルを支持する常任理事国の米国が拒否権を行使した。

ブラジル案には交渉を重ねて各理事国が歩み寄りやすい文言が並び、採択される期待もあった。

人質解放や人道回廊を設けることに加え、16 日に否決されたロシア案にはなく、米英仏が望んだハマスへの非難も入った。イスラエルの自衛権を強調する国への配慮から「停戦」という言葉ではなく「人道的な中断」を使った。

しかし、米国は譲歩しなかった。トーマスグリーンフィールド国連大使は、武力攻撃を受けた場合に、自衛権を発動できるとする国連憲章第 51 条に触れ、「決議案にはイスラエルの自衛権についての言及がない。この表現も入るべきだった。だから我々は決議を支持できなかった」と述べた。また、「前に進めたいブラジルの熱意は伝わったが、外交を展開させる必要がある。特にバイデン米大統領やブリンケン米国務長官、国連のグテーレス事務総長らはいま、集中的な対話を行っている」と説明した。（ニューヨーク=遠田寛生）

⑫　沖縄タイムス　2023 年 10 月 20 日　　ニュース記事

「法治国家にもとる言動。資質に欠ける」と知事の問責決議案　沖縄県議会で初の提出、可決の見込みは　新基地建設巡る国の代執行訴訟へ応訴を批判

沖縄県議会で玉城デニー県政に野党・中立の立場をとる自民会派を中心とした 23 県議が 19 日、玉城知事に就任以降の言動と行政運営に猛省を求める問責決議案を赤嶺昇議長に提出した。23 日の最終

本会議で審議されるが、与党多数で否決される見通し。

決議案では、名護市辺野古の新基地建設を巡り知事が最高裁の判断に従わず、国の代執行訴訟に応訴したことについて「法治国家にもとる言動を繰り返してきた。地方自治体の長たる能力と資質に欠けている」と批判している。

県議会事務局によると、県議会で問責決議案が審議されるのは初めて。知事の行政運営の在り方を問う趣旨の決議は、仲井真弘多知事（当時）が辺野古の埋め立てを承認したことに抗議し、辞任を求めた 2014 年の決議がある。この決議は賛成多数で可決された。

問責決議を提出した 23 人は、自民会派のほか公明、無所属の会などの 22 人と無所属の 1 人。県議会は議長を除き県政与党 24 人、野党・中立 23 人で構成されており、23 日の審議では 1 票差で否決される見込み。

問責決議案では、特に知事の 2 期目以降、赤字決算問題など不適切な財務処理が相次いだことや、県庁地下での有機フッ素化合物 PFAS（ピーファス）の流出を巡る問題などが新たに表面化するなどしていて、内部統制は瓦解（がかい）していると指摘している。（政経部・又吉俊充）

目次に戻る